

スポカルイン黒石管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月29日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第9号

スポカルイン黒石管理運営規則の一部を改正する規則

スポカルイン黒石管理運営規則（平成26年黒石市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「利用しようとするものは」の次に「、利用目的に応じて」を、「（様式第1号の2）」の次に「又はスポカルイン黒石広告物の掲出申請書（様式第1号の3。以下「掲出申請書」という。）」を加え、同条第2項本文中「申請書」の次に「及び掲出申請書」を加える。

第3条第1項中「利用者に」を削り、同条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、広告物の掲出を許可したときは、スポカルイン黒石広告物の掲出許可書（様式第2号の3。以下「掲出許可書」という。）を交付する。

4 前項の規定により、広告物の掲出の許可を受けたもの（以下「広告主」という。）が広告物の掲出をするときは、掲出許可書を係員に提示したのち設置するものとする。

第5条中「利用者」の次に「及び広告主」を、「許可書」の次に「及び掲出許可書」を加える。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（広告物の掲出範囲）

第8条 広告物は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) その他掲出する広告として妥当でないと指定管理者が認めるもの
（広告物の掲出場所）

第9条 広告物の掲出場所は、次のとおりとする。

- (1) アリーナ1階南側の指定管理者が指定する場所
- (2) アリーナ2階観客席後部壁面（北側を除く。）の指定管理者が指定する場所
- (3) その他掲出する場所として指定管理者が認める場所

様式第1号の2の次に次の1様式を加える。

様式第1号の3（第2条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

スポカルイン黒石広告物の掲出申請書		
年 月 日		
スポカルイン黒石指定管理者 様 【申請者】 住 所 企業・団体名 代 表 者 ⑩ 電 話 番 号 担 当 者 名		
設 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
設 置 場 所	アリーナ1階	<input type="checkbox"/> 南側壁面
	アリーナ2階	<input type="checkbox"/> 東側観客席後部壁面 <input type="checkbox"/> 西側観客席後部壁面 <input type="checkbox"/> 南側観客席後部壁面
	そ の 他	<input type="checkbox"/> アリーナ棟ロビー <input type="checkbox"/> 管理棟ロビー <input type="checkbox"/> 通路等 ()
広告物のサイズ	縦 m × 横 m = m ²	

広告物デザイン図	□別紙
備 考	

様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

様式第2号の3（第3条関係）

許可番号	第	号
------	---	---

スポカルイン黒石広告物の掲出許可書		
		年 月 日
住 所 企業・団体名 代 表 者	様	
【スポカルイン黒石指定管理者】		
住 所 団体名 代表者		
(印)		
設 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
設 置 場 所	アリーナ1階	<input type="checkbox"/> 南側壁面
	アリーナ2階	<input type="checkbox"/> 東側観客席後部壁面
		<input type="checkbox"/> 西側観客席後部壁面 <input type="checkbox"/> 南側観客席後部壁面
そ の 他	<input type="checkbox"/> アリーナ棟ロビー <input type="checkbox"/> 管理棟ロビー <input type="checkbox"/> 通路等 ()	
広告物のサイズ	縦 m × 横 m = m ²	
利 用 料 金	円	
納 付 月 日	年 月 日	

備 考	広告物のデザイン図は、許可後も変更が可能です。変更を希望する場合は、事前の協議が必要になりますので、この許可書及び新しいデザイン図を持参の上申し出てください。
--------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のスポカルイン黒石管理運営規則の規定は、平成27年7月6日から適用する。